

(四) (略)

(五) 職業安定法第四條第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者は、同法第五條の五の規定に基づき、及び職業紹介事業者等指針第五を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報適切に取り扱うこと。

(六) 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、職業安定法第六十五條第九号の規定により、罰則の対象となること。

四〇八 (略)

○厚生労働省告示第三百五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

| | |
|--|--|
| 改 正 後 | 改 正 前 |
| <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十一 (略)</p> <p>四十二 削除</p> <p>四十三〇六十五 (略)</p> <p>六十六 術前のゲムシタピン静脈内投与及びナブパクリタキセル静脈内投与の併用療法 切</p> <p>除が可能な脾臓がん（七十歳以上八十歳未満の患者に係るものに限る。）</p> | <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十一 (略)</p> <p>四十二 腎血管筋脂肪腫に対する腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるものに限る。） 腎血管筋脂肪腫（結節性硬化症によるものに限る。）</p> <p>四十三〇六十五 (略)</p> <p>(新設)</p> |

○厚生労働省告示第三百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(三) (略)

(四) 募集情報等提供事業者は、労働者になろうとする青少年の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、職業紹介事業者等指針第四の一を踏まえること。また、募集情報等提供事業者は、職業紹介事業者等指針第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

なお、募集情報等提供事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六條第二項に規定する個人情報取扱事業者（以下この(四)において「取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

また、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

(新設)

四〇八 (略)

| 別表 I～V (略) | 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 | |
|--|-------------------|-----|--------|--|-------------------|------|--------|
| VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 | | | | | | | |
| 001 (略) | 品名 | 単位 | 材料価格 | 品名 | 単位 | 材料価格 | |
| 002 歯科鑄造用14カラット金合金 | イソレー用 (J I S 適合品) | 1 g | 6,493円 | 002 歯科鑄造用14カラット金合金 | イソレー用 (J I S 適合品) | 1 g | 6,569円 |
| 003 歯科鑄造用14カラット金合金 | 鈷用 (J I S 適合品) | 1 g | 6,476円 | 003 歯科鑄造用14カラット金合金 | 鈷用 (J I S 適合品) | 1 g | 6,552円 |
| 004 歯科用14カラット金合金鈷用線 (金58.33%以上) | | 1 g | 6,626円 | 004 歯科用14カラット金合金鈷用線 (金58.33%以上) | | 1 g | 6,702円 |
| 005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品) | | 1 g | 6,453円 | 005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品) | | 1 g | 6,529円 |
| 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品) | | 1 g | 3,481円 | 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品) | | 1 g | 3,715円 |
| 007～009 (略) | | | | 007～009 (略) | | | |
| 010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品) | | 1 g | 4,052円 | 010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品) | | 1 g | 4,235円 |
| 011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イソジウム5%未満 I S 適合品) | | 1 g | 145円 | 011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イソジウム5%未満 I S 適合品) | | 1 g | 152円 |
| 012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イソジウム5%以上 I S 適合品) | | 1 g | 178円 | 012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イソジウム5%以上 I S 適合品) | | 1 g | 185円 |
| 013 歯科用銀ろう (J I S 適合品) | | 1 g | 235円 | 013 歯科用銀ろう (J I S 適合品) | | 1 g | 269円 |
| 014～069 (略) | | | | 014～069 (略) | | | |
| VII～IX (略) | | | | VII～IX (略) | | | |

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第三百七号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和五年二月二十八日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であつて、国民健康保険法第四十五条第五項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第四項の規定に基づき国民健康保険団体連合会が審査に關する事務の委託を受けるものについては、なお従前の例による。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|--|---|---|
| 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 | | | 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 | | |
| 一 入院に係る診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十八万点（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の規定に基づく特定機能病院及び同法第四条の三の規定に基づく臨床研究中核病院にあつては、三十五万点）以上のもの | | | 一 診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号及び第三号において同じ。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十八万点以上のもの | | |